

入札公告

次のとおり、総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和3年4月22日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事 野津山 喜晴

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和3年度野菜の需給及び価格の予測モデル構築の調達
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和4年3月31日(木)
- (4) 履行場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
- (5) 入札方法 本件は、入札書及び提案書等の提出をもって入札させ、価格(入札金額)と価格以外の要素(提案内容)の総合評価値が最も高い者を落札者とする一般競争入札(総合評価落札方式)による。
入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額を記載する。

2 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)第6条及び第7条に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(平成23年8月25日付け23農畜機第2236号。)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

(2) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(3) 各省各庁及び独立行政法人農畜産業振興機構から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 入札説明書に示す内容を理解できること
- (5) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠して業務を行うこと。
- (6) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できる者であるとともに、本業務で取り扱う機密情報については海外のデータセンター等設備において利用しないこと。動作検証作業をオフシェア（海外現地での作業）及び動作検証環境を海外のデータセンターに構築することは認めない。
- (7) この一般競争入札に参加する者は、入札説明書に記載された業務を実施できることが可能であると認められる書類として、次について入札書及び提案書とともに提出すること。
 - ① 入札時に、令和1・2・3年度の全省庁統一資格又は、独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格において、役務等の「調査・研究」に登録された者であって、役務の提供等において「C」以上に格付けされた者であること。
 - ② 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条の規定に基づき、気象庁長官から予報業務許可を取得して予報業務を行っていること。
 - ③ その他（会社案内等）
- (8) 契約手続き及び打ち合わせ等においては日本語及び日本国通貨を使用すること。
- (9) その他入札説明書で定める要件を満たせる者であること。

3 問合せ先及び提出先

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル北館6階）

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部 助成業務課

担当：相川（あいかわ）、田崎（たさき）

電話 03（3583）9275

FAX 03（3583）9484

Eメール 相川 yusuke.aikawa（アットマーク）alic.go.jp

田崎 tasaki (アットマーク) alic.go.jp

※ 仕様書等に関する質問は、原則メールとし、メール件名に「令和3年度野菜の需給及び価格の予測モデル構築の調達に関する質問」と記載した上で、令和3年5月24日(月)12時00分までに連絡すること。また、メッセージの最後に、貴社名、連絡先及び貴名を明記すること。上記の質問等に対する回答は、随時メールにより行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日までに入札関係資料を交付したすべての者にメールにて送付する。

4 入札説明書の交付

入札説明書(入札心得、仕様書、評価手順書、委託契約書(案)、機密保持契約書(案)、その他必要書類)を以下の通り配布する。なお、本入札に係る説明会は実施しないものとする。

- (1) 期間 公告日から令和3年5月25日(火)12時00分まで
(ただし、土日祝日を除く10時00分から17時00分の間(正午から13時の間を除く))
- (2) 交付方法 交付を希望する者は、3の問合せ先に連絡すること。
入札説明書は原則メールで送付するが、郵送での交付を希望する場合、「郵送希望」と伝えること。なお、対面による資料交付は行わないものとする。

5 入札書及び提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年5月26日(水)16時00分必着
- (2) 提出場所 独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部助成業務課
- (3) 提出書類

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定める提案書及び入札書等の必要書類を(1)の提出期限までに事前に提案書取扱者(3の担当者と同じ。)に連絡をした上で、引受日及び配達日が当該郵便又は信書便を取り扱う事業者において記録される郵便または信書便(以下、「郵便等」という)により提出すること。

入札の公平性、透明性を確保するため、入札書及び提案書等については密封の上、上記担当者宛に郵便等により提出すること。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、入札書及び提案書等の持参による提出は受け付けない。

郵便等を行うに当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回」「3回」等記載して、それらをまとめて別の封筒に封入すること。

また、匿名として評価するため、提案書等の副本（6部）については、入札者の名称や氏名が分かる箇所（担当者の氏名、企業ロゴ等入札者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）をすべてマスキングすること。マスキングを行っていない箇所を見つけた場合は、当該応札者に通知の上、提案書取扱者がマスキングを行う。

ただし、提案書等の電子データは、原本として提出することとしており、マスキングは行わないこと。

6 企画提案会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催しない。

7 提案書の審査

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の日時及び場所において、機構内にて技術審査委員会を実施する。

(1) 日時：令和3年5月31日（月）

(2) 場所：書面開催

入札者が提出した提案書等について、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。なお、評価項目のうち必須項目については、要求を満たさなければ不合格とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月1日（火）11時00分から

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階小会議室

(3) 開札

入札終了後、直ちに実施する。開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。また、7で不合格となった者の入札書は開札しない。

開札は入札者（代理人を含む）を立ち合わせて行うこととするが、開札に立ち会う入札者がいない場合は、入札事務に関係のない当機構職員を立ち合わせる。

なお、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、再度入札を行うことがある。

入札結果は、入札者全員に、電話又はメールにて開札後1週間以内に通知する予定である。

9 落札者の決定

本公告に競争参加資格として示すすべての要件を満たす者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2、以下「契約事務細則」という。）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、評価点の最も高い者を落札者とする。

10 契約

(1) 本業務に係る契約は、落札者と委託契約の協議が整い次第、当機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

(2) 契約事務細則第41条に規定する契約保証金は、免除する。

11 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知をお願いする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

12 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、落札者の選定のためだけに使用する。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書等を無効にするとともに、提出者に対して以後参加停止を行うことがある。
- (5) 落札された提案内容については、公表する場合がある。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (8) 本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (9) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (10) 入札参加者は、2の(7)の提出書類について、開札日の前日までの間に機構担当者から当該書類に対し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (11) 詳細は入札説明書による。